



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)  
号外第 50 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金 (211) (空港港湾課) . . . . . 2
	鳥取県大山駐車場の利用料金 (212) (西部総合事務所県民局) . . . . . 2
	鳥取県立生涯学習センターの利用料金 (213) (教育委員会家庭・地域教育課) . . . . . 3
	鳥取県立武道館の利用料金 (214) (教育委員会体育保健課) . . . . . 5
	鳥取県営米子屋内プールの利用料金 (215) (〃) . . . . . 7
	鳥取県営ライフル射撃場の利用料金 (216) (〃) . . . . . 9
	鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金 (217) (〃) . . . . . 10
	鳥取県立米子産業体育館の利用料金 (218) (〃) . . . . . 12
	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金 (219) (〃) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第211号

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第254号（鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

区 分	単 位	金 額
会議室	1時間につき	810円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

### 2 承認年月日

平成21年3月30日

## 鳥取県告示第212号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立大山駐車場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第238号（鳥取県立大山駐車場の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 大山国立公園駐車場

区 分		単 位	金 額
乗用車	午後2時までに入場の場合	1台1日につき	1,000円
	午後2時から午後5時までに入場の場合	1台1日につき	700円
	午後5時以降に入場の場合	1台1日につき	500円
大型バス		1台1日につき	2,400円
マイクロバス		1台1日につき	1,800円
二輪車		1台1日につき	100円

備考 2日以上継続して利用する場合は、2日目以降の入場時間は午前0時とみなす。

#### (2) 大山屋内駐車場

区 分		単 位	金 額
乗用車	1日利用の場合	1台1日につき	1,500円

2日以上継続して利用 する場合	1日目	1台1日につき	1,500円
	2日目以降	1台1日につき	1,000円

(3) 大山隠岐国立公園上楨原駐車場

無料

2 承認年月日

平成21年3月19日

**鳥取県告示第213号**

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第255号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）は、平成21年3月31日限り、廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 施設利用料等

区 分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合	
	施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料
ホ ー ル	1時間につき 2,500円	1時間につき 500円	1時間につき 5,000円	1時間につき 1,500円
講 義 室	1時間につき 1,000円	1時間につき 200円	1時間につき 1,900円	1時間につき 600円
パ ソ コ ン 研 修 室	1時間につき 350円	1時間につき 70円	1時間につき 700円	1時間につき 210円
大 研 修 室	1時間につき 480円	1時間につき 90円	1時間につき 800円	1時間につき 240円
中 研 修 室	1時間につき 290円	1時間につき 50円	1時間につき 500円	1時間につき 160円
小 研 修 室（洋室）	1時間につき 200円	1時間につき 40円	1時間につき 300円	1時間につき 100円
小 研 修 室（和室）	1時間につき 200円	1時間につき 40円	1時間につき 300円	1時間につき 100円
ロ ビ ー ・ ホ ワ イ エ	1平方メートル 1日につき 30円	—	1平方メートル 1日につき 50円	—
団 体 交 流 室	1平方メートル 1月につき 1,330円	施設利用料の100分の35に相当する額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）	—	—

備考

- 1 ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が 1 平方メートル未満若しくは 1 日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に 1 平方メートル未満若しくは 1 日未満の端数があるときは、それぞれ 1 平方メートル又は 1 日として計算するものとする。
- 3 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が 1 平方メートル未満若しくは 1 月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に 1 平方メートル未満若しくは 1 月未満の端数があるときは、それぞれ 1 平方メートル又は 1 月として計算するものとする。

## (2) ホール設備利用料

区 分	利 用 料
ワイヤーレスマイクロホン	1 本 1 時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1 本 1 時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1 本 1 時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1 本 1 時間につき 100円
プレーヤー	1 台 1 時間につき 100円
MDプレーヤー	1 台 1 時間につき 150円
テープレコーダー	1 台 1 時間につき 100円
ステージスピーカー	1 式 1 時間につき 50円
ピンスポットライト	1 台 1 時間につき 200円
シーリングライト	1 台 1 時間につき 150円
トーマンタルライト	1 台 1 時間につき 100円
ボーダーライト	1 回路 1 時間につき 100円
アップパーホリゾンライト	1 回路 1 時間につき 100円
ローホリゾンライト	1 回路 1 時間につき 100円
1 キロワットサスペンションライト	1 台 1 時間につき 100円
0.5 キロワットサスペンションライト	1 台 1 時間につき 50円
ステージスポットライト	1 台 1 時間につき 50円
フットライト	1 回路 1 時間につき 50円
エフェクトマシン	1 台 1 時間につき 50円
スポックス	1 台 1 時間につき 50円
16 ミリ映写機	1 台 1 時間につき 510円
スライド映写機	1 台 1 時間につき 340円
音響反射板	1 式 1 時間につき 460円
ピアノ	1 台 1 時間につき 200円
オーバーヘッドプロジェクター	1 台 1 時間につき 100円
液晶プロジェクター	1 台 1 時間につき 350円
コンセント	1 口 1 キロワット 1 時間につき 50円

## 備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から 1 本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から 4 台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から 2 回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区 分	利 用 料
ピアノ	1台1時間につき 200円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 80円
研修室パソコン	1台1時間につき 120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき 20円
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

2 承認年月日

平成21年3月13日

鳥取県告示第214号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第256号（鳥取県立武道館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 武道館利用料

区 分		単 位	金 額		
一般利用	一般人	1人1回につき	150円		
		1人1月につき	1,600円		
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,800円
				2分の1面1時間につき	900円
				3分の1面1時間につき	600円
				4分の1面1時間につき	400円
				6分の1面1時間につき	300円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円	
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,000円		
		入場料等を徴収す	全面1時間につき	90,000円	

			るとき。			
小道場(1)	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	500円	
				2 分の 1 面 1 時間につき	200円	
			入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	1,000円	
	営利を目的とする場合			入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	17,500円
				入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	25,000円
	小道場(2)	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	500円
2 分の 1 面 1 時間につき					200円	
入場料等を徴収するとき。				全面 1 時間につき	1,000円	
営利を目的とする場合				入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	17,500円
				入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	25,000円
弓道場		近的			全面 1 時間につき	600円
	2 分の 1 面 1 時間につき				300円	
	遠的			全面 1 時間につき	600円	
				2 分の 1 面 1 時間につき	300円	
相撲場	営利を目的としない場合			1 時間につき	700円	
				入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	1,400円
	営利を目的とする場合			入場料等を徴収しないとき。	1 時間につき	24,500円
				入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	35,000円
研修室(1)				1 時間につき	350円	
研修室(2)				1 時間につき	350円	
研修室(3)				1 時間につき	100円	
会議室				1 時間につき	750円	
放送室				1 時間につき	300円	

## 備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1) の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前 9 時から正午まで、正午から午後 6 時まで又は午後 6 時から午後 10 時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区 分	単 位	金 額
武道タイマー（柔道用）	1台1回につき	250円
的前審判用表示器（弓道用）	一式1回につき	150円
試合用マット（空手用）	一式1回につき	200円
風呂（相撲場）	1回につき	1,000円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式（柔道・空手道）	一式1回につき	200円
試合用設備一式（剣道・なぎなた・銃剣道）	一式1回につき	100円
空手用タイマー（モルテン）	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	200円
長机	1脚につき	200円
折りたたみ椅子	1脚につき	20円
師範室及び控室	1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区 分		金額（1時間につき）	
		冷 房	暖 房
主道場	全面	4,800円	4,300円
	2分の1面	2,400円	2,200円
主道場観覧席	全面	600円	500円
小道場（1）	全面	1,900円	1,500円
小道場（2）	全面	1,900円	1,500円
相撲場	全面	1,300円	900円
弓道場（床暖房）	近的	—	400円
	遠的	—	200円
会議室		250円	250円
研修室（1）		100円	100円
研修室（2）		100円	100円
研修室（3）		40円	40円

2 承認年月日

平成21年3月18日

**鳥取県告示第215号**

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営米子屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第257号（鳥取県営米子屋内プールの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

区 分			金 額		
一般 利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき 350円
				冷水	1人1回につき 250円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき 550円	
			冷水	1人1回につき 400円	
		一般人	温水	1人1回につき 700円	
			冷水	1人1回につき 500円	
		回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき 3,500円
				冷水	回数券11枚につき 2,500円
			高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき 5,500円
				冷水	回数券11枚につき 4,000円
			一般人	温水	回数券11枚につき 7,000円
				冷水	回数券11枚につき 5,000円
		1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき 2,400円
				冷水	1人につき 1,650円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 3,900円
				冷水	1人につき 2,700円
			一般人	温水	1人につき 4,950円
				冷水	1人につき 3,350円
		3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき 6,700円
				冷水	1人につき 4,800円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 11,000円
				冷水	1人につき 7,600円
			一般人	温水	1人につき 13,900円
				冷水	1人につき 9,600円
		6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき 12,000円
				冷水	1人につき 10,000円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 19,200円
				冷水	1人につき 16,300円
一般人	温水		1人につき 24,400円		
	冷水		1人につき 20,600円		
米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券により利用する場合	一般人	通年	1人につき 5,000円		



団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円
		冷水	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	450円
		冷水	1人1回につき	300円
	一般人	温水	1人1回につき	550円
		冷水	1人1回につき	400円
専用利用	温水	1コース1時間につき	3,650円	
	冷水	1コース1時間につき	2,550円	
トレーニングホール	一般利用	一般人	1人1回につき	50円
			専用利用	全面1時間につき
			2分の1面1時間につき	100円
			3分の2面1時間につき	150円
			3分の1面1時間につき	80円

## 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスクーム・米子屋内プール1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。

## 2 承認年月日

平成21年3月18日

## 鳥取県告示第216号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第258号（鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

区 分	金 額			
	専用利用		一般利用	
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき	2,800円	1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき	1,390円	1人1時間につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

## 2 承認年月日

平成21年3月23日

## 鳥取県告示第217号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第259号（鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
体育館	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
			3分の1面1時間につき	200円	
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円	
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,100円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,200円	
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	800円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,050円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,650円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,150円	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	600円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	950円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,250円	

教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないと	1 時間につき	300円
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	450円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないと	1 時間につき	600円
		入場料等を徴収するとき。	1 時間につき	900円

## 備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室又は教養室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して 3 時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

## (2) 設備利用料

## ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボールリング	1 組 1 回につき	2,100円
バレーボール用具	1 組 1 回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1 組 1 回につき	50円
ハンドボールゴール	1 組 1 回につき	300円
バドミントン用具	1 組 1 回につき	50円
テニス用具	1 組 1 回につき	200円
卓球用具	1 組 1 回につき	100円
ミニトランポリン用具	1 組 1 回につき	200円
電気表示器	1 組 1 回につき	1,050円
移動ステージ	1 組 1 回につき	50円

## イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式 1 回につき	1,050円
舞台照明	一式 1 時間につき	1,050円
拡声装置	一式 1 回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式 1 回につき	1,050円
マイクロホン	一式 1 回につき	200円
コンセント設備	1 キロワット 1 時間につき	30円
シャワー	1 人 1 回につき	30円
ビデオ	1 台につき	1,050円
オーバーヘッド	1 台につき	900円

椅子（体育館）	1脚1回につき	10円
長机（体育館）	1脚1回につき	20円

## ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間につき）	
	冷 房	暖 房
体育館	12,100円	9,000円
大研修室	1,700円	900円
中研修室	600円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円

## エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

## 2 承認年月日

平成21年3月18日

## 鳥取県告示第218号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第250号（鳥取県立米子産業体育館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類す るもの（以下「入場料 等」という。）を徴収し ないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
		入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しないと き。	大体育館	全面1時間につき	28,000円
			小体育館	全面1時間につき	7,000円
入場料等を徴収すると き。		大体育館	全面1時間につき	40,000円	
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

## (2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額	
フィットネ スルーム	一般 利用	回数券又は1月利用券若しく は米子産業体育館フィットネ	一般人	1人1回につき	300円
			高校生	1人1回につき	200円

	スルーム・米子屋内プール 1 月共通利用券によらないで利用する場合	以下		
	回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	3,000円
		高校生以下	回数券11枚につき	2,000円
	1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	2,500円
		高校生以下	1人につき	1,000円
	米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール 1 月共通利用券により利用する場合	一般人	1人につき	5,000円
中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	950円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,450円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,950円
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	250円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	350円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	550円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	700円

## 備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して 3 時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。
- 5 (2)の表において「1月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール 1 月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

## (3) 設備利用料

## ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円

テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

## イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机（体育館）	1脚1回につき	20円

## ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間当たり）	
	冷 房	暖 房
大体育館	8,200円	7,400円
小体育館	2,000円	1,500円
中会議室	400円	700円
小会議室	300円	500円

## エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 35円

## 2 承認年月日

平成21年3月18日

## 鳥取県告示第219号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第251号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 体育館利用料

		区 分	単 位	金 額
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類 するもの（以下「入場 料等」という。）を徴収	大体育館 全面1時間につき	800円
			2分の1面1時間につき	400円
			3分の1面1時間につき	200円

一般利用	営利を目的とする場合	しないとき。	小体育館	全面1時間につき	200円
			控室	1室1時間につき	150円
			大体育館	全面1時間につき	1,600円
		入場料等を徴収するとき。	小体育館	全面1時間につき	300円
			控室	1室1時間につき	250円
			大体育館	全面1時間につき	28,000円
	入場料等を徴収しないとき。	小体育館	全面1時間につき	7,000円	
		控室	1室1時間につき	300円	
		大体育館	全面1時間につき	40,000円	
	入場料等を徴収するとき。	小体育館	全面1時間につき	10,000円	
		控室	1室1時間につき	500円	
		大体育館	全面1時間につき	40,000円	
	2階ロビー		1時間につき	100円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

## (2) プール利用料

区 分		金 額					
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	350円	
				冷水	1人1回につき	250円	
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	550円	
				冷水	1人1回につき	400円	
			一般人	温水	1人1回につき	700円	
				冷水	1人1回につき	500円	
			一般人（日曜日、土曜日又は休日の午後6時以降の利用）	温水	1人1回につき	500円	
				冷水	1人1回につき	300円	
			回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,500円
					冷水	回数券11枚につき	2,500円
				高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき	5,500円
					冷水	回数券11枚につき	4,000円
				一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円
					冷水	回数券11枚につき	5,000円
		1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	2,400円	
				冷水	1人につき	1,650円	
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	3,900円	
				冷水	1人につき	2,700円	
			一般人	温水	1人につき	4,950円	
				冷水	1人につき	3,350円	
		3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,700円	
				冷水	1人につき	4,800円	
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	11,000円	
				冷水	1人につき	7,600円	
			一般人	温水	1人につき	13,900円	
				冷水	1人につき	9,600円	

	6 月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1 人につき	12,000円
			冷水	1 人につき	10,000円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1 人につき	19,200円
			冷水	1 人につき	16,300円
		一般人	温水	1 人につき	24,400円
	冷水		1 人につき	20,600円	
	鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム 1 月共通利用券により利用する場合	一般人	通年	1 人につき	5,000円
	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	温水	1 人 1 回につき	250円
			冷水	1 人 1 回につき	200円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1 人 1 回につき	450円
冷水			1 人 1 回につき	300円	
一般人		温水	1 人 1 回につき	550円	
		冷水	1 人 1 回につき	400円	
専用利用		温水	1 コース 1 時間につき	3,650円	
		冷水	1 コース 1 時間につき	2,550円	
研修室			1 時間につき	300円	

## 備考

- この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第176号）に規定する休日を含む。
- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するとき、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該



額の2割に相当する額を加算するものとする。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	10,800円	9,400円
小体育館	1,800円	1,200円
控室	200円	100円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日

平成21年3月18日